

資料 14(共通)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

地域生活支援拠点等に係る加算について

千葉県において地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、地域生活支援拠点等の機能を担う市内の事業所につきましては、運営規程に拠点等であることを規定する等で、所定の加算を算定できることとしております。

また、令和 6 年度報酬改定において、これまでの拠点等に関する加算の新設・見直しが行われました。次項以降に概要を記載しておりますので、内容を確認の上、拠点等の登録を希望する場合には「3 届出手続きについて」に沿って申請をお願いします。

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

千葉市において地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる4つの機能の一部を担う内の事業所につきましては、本市と事前協議の上、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届出いただくことで、後述する所定の加算算定できます。

該当事業所におかれましては、お手続きいただきますようお願いいたします。

1 拠点等の役割

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に備えるための相談支援、緊急時の受入態勢等の確保、施設や病院等からの地域移行に向けた働きかけ等を地域の実情に応じた創意工夫により整備することによって、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

本市では、面的整備として、既存のあらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を整備することを目指しています。

具体的な機能は下記(1)～(4)であり、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなります。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談支援等を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等による緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

病院や施設からの地域移行や親元からの自立にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害児者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

2 届出により算定が可能となる加算

拠点等を推進していくには、既存の社会資源のご協力が不可欠であり、市が拠点等として位置付けた事業所にはその役割を評価する以下の加算が創設されています。

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

<p><u>①地域生活支援拠点等相談強化加算</u> 700単位/回</p> <p>地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）</p>
<p><u>②地域体制強化共同支援加算</u> 2,000単位/回（月1回を限度）</p> <p>地域生活支援拠点等として登録している、または拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定</p>

(2) 地域移行支援事業所が対象の加算

<p><u>①障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（Ⅱ）</u></p> <p>障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定</p> <p>拠点等とである地域移行支援事業所の場合は、所定単位数に50単位を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅰ）初日から5日目まで 500単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合） ・（Ⅱ）6日目から15日目まで 250単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）
<p><u>②体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）</u></p> <p>単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定</p> <p>拠点等である地域移行支援事業所の場合は、所定単位数に50単位を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅰ）単身生活に向けた体験的な宿泊を行った場合 300単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合） ・（Ⅱ）夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置または少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援により、単身生活に向けた体験的な宿泊支援を行った場合 700単位/日 + 50単位/日（拠点等の場合）

- (3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

<p><u>①障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）</u></p> <p>指定障害者支援施設等における利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が昼間の時間帯における介護・訓練等の支援や指定地域移行支援事業者との連絡調整等を行った場合に、15日以内に限り算定</p> <p>拠点等である事業所の場合は、所定単位数に50単位を加算</p>	
<p>・（Ⅰ）初日から5日目まで</p>	<p>500単位/日</p> <p><u>+ 50単位/日（拠点等の場合）</u></p>
<p>・（Ⅱ）6日目から15日目まで</p>	<p>250単位/日</p> <p><u>+ 50単位/日（拠点等の場合）</u></p>
<p><u>②緊急時受入加算 100単位/日</u></p> <p>当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、利用者又は家族等からの要請に基づき、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定（指定短期入所等のサービスを代替するものではない）</p> <p>当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されていること</p> <p><u>※自立訓練（生活訓練）の短期滞在加算を算定する場合は算定不可</u></p>	

- (4) 施設入所支援事業所が対象の加算

<p><u>①地域移行促進加算（Ⅰ）</u></p> <p>施設障害福祉サービス計画に基づき、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他相談援助を行った場合に算定</p> <p>120単位/日</p>	
<p><u>②地域移行促進加算（Ⅱ）</u></p> <p>地域生活支援拠点等と連携の上、留意事項通知に例示するような地域生活への移行に向けた支援を指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算</p> <p>60単位/日</p>	

- (5) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が対象の加算

<p><u>①緊急時対応加算</u></p> <p>利用者又はその家族等からの要請に基づき、当該事業所のサービス提供責任者が計画等の変更を行い、事業所等の従業員が計画において計画的に訪問することとなっていない訪問系サービスを、24時間以内に行った場合に算定</p> <p>拠点等である事業所の場合は、所定単位数に50単位を加算</p> <p>100単位/回（利用者1人につき月2回を限度）</p> <p><u>+ 50単位/回（拠点等の場合）</u></p>	
---	--

(6) 自立生活援助事業所が対象の加算

①緊急時支援加算 (I) (II)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に支援を行った場合に算定

- ・(I) 居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合

711単位/日

+50単位/日 (拠点等の場合)

- ・(II) 電話による相談援助を行った場合

94単位/日

(7) 地域定着支援事業所が対象の加算

①緊急時支援費 (I) (II)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに支援を行った場合に算定

- ・(I) 居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合

734単位/日

+50単位/日 (拠点等の場合)

- ・(II) 深夜（午後10時から午前6時まで）に電話による相談援助を行った場合

98単位/日

(8) 短期入所事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等である場合の加算

利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、利用を開始した日について所定単位数に加算

+100単位/利用開始日のみ

指定障害者サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または行動関連項目合計点数が10点以上である者を支援した場合はさらに加算

+200単位

3 届出手続きについて

- (1) 各事業所において、事前協議書類を適用開始日の前々月15日までに障害福祉サービス課あてに提出する。
 - (2) 事前協議終了後、各事業所において、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する。
 - (3) 以下の届出書類を、**適用開始日の前月15日までに**障害福祉サービス課あて提出する。
 - ① 地域生活支援拠点等の機能に関連する届出
 - ② 変更届出書・変更後の運営規程（拠点等の役割を担うことを規定したもの）
 - ③ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
※介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表も含む
 - ④ 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（該当する場合）
※障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表も含む
- ※ 届出事業所については、市のホームページ等で公表します。

4 留意点

- (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(1)「相談」、(2)「緊急時の受入れ・対応」、の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (2) 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び施設入所支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(3)「体験の機会・場」の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (3) 訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所及び短期入所事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(2)「緊急時の受入れ・対応」の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (4) 2(1)～(8)に掲げる加算の算定にあたっては、それぞれ別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされていますが、2(3)①体験利用支援加算に関する記録につきましては、様式例を下記5(1)のホームページに掲載しましたのでご利用ください。

5 参考

- (1) 千葉県 地域生活支援拠点等ホームページ
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/chiikiseikatsukyoten.html>
- (2) 厚生労働省 地域生活支援拠点等ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

【問い合わせ先】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所9階
千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課地域支援班・施設支援班
TEL：043-245-5228・5174/FAX：043-245-5630
メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp